平成２４年（フ）第２４９号
函館市富岡町３丁目19番５―302号
債務者　日向　英俊
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３１６号
愛知県知立市昭和６丁目１番地　知立団地68棟305号
債務者　ダ　シルバ　クミコ　ミウラ
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
栃木県那須塩原市一区町287番地14　かすみ荘１号、前住所埼玉県志木市幸町３丁目17番11号
債務者　西田　正雄
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第４３６号
埼玉県越谷市大沢587番地３　エスケーハイツ203
債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４３７号
埼玉県春日部市下蛭田374番地　隅田第２コーポ201号
債務者　伊勢崎　司
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４５０号
埼玉県越谷市大字花田713番地　サン・コーポラス越谷２―105、破産申立時の住所埼玉県越谷市大沢４丁目19番43号　富士マンション越谷403号
債務者　大坪　久江（旧姓平山・池ヶ谷）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３１５９号
札幌市西区二十四軒４条３丁目１番12―206号
債務者　土谷　三奈
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１６号
札幌市東区北23条東14丁目４番13―302号
債務者　江田　幸代（旧姓佐々木・秋元）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３４１号
札幌市豊平区月寒東１条11丁目１番１―110号
債務者　木津優美子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３７０号
札幌市白石区菊水７条１丁目２番15号
債務者　寺島　豪克
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４１８号
札幌市東区北18条東９丁目２番12―301号
債務者　毛利　一宏
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４３８号
札幌市中央区南６条東１丁目７番地　シルキーＵ６・１―303号
債務者　滝口　丸美
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４６２号
札幌市中央区南13条西８丁目２番36―108号
債務者　水口　由貴
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４９５号
札幌市豊平区美園３条４丁目１番14―1001号
債務者　高橋　政光
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６１９号
北海道千歳市根志越2470番地
債務者　高橋　弘子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６４５号
札幌市北区北28条西９丁目３番21号　メゾン北28条101号
債務者　曽我部義廣
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６７６号
札幌市南区南37条西11丁目１番15号　藤ハイツ２階左
債務者　牧野　健一
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部